

建設業を巡る最近の状況

改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

- 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法(平成31年4月1日施行)

	現行規制	改正労働基準法(平成30年6月29日成立)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	≪同左≫
36協定の 限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで) (特別条項) (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ (1)・原則、月45時間 かつ 年360時間 …第36条第4項 ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間 (月平均60時間) …第36条第5項 ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) …第36条第6項第3号 b. 単月100時間未満 (休日出勤を含む) …第36条第6項第2号 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 …第36条第5項 (2)建設業の取り扱い ・ 施行後5年間 現行制度を適用 …第139条第2項(第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない) ・ 施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.bは適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 …第139条第1項 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議等について

開催趣旨

- 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。



←
平成29年6月29日
第1回連絡会議

構成員

（平成30年10月4日現在）

議長：野上 浩太郎 内閣官房副長官
 議長代理：大塚 高司 国土交通副大臣
 副議長：古谷 一之 内閣官房副長官補（内政）
 構成員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
 総務省自治行政局長
 財務省主計局次長
 文部科学省大臣官房文教施設企画部長
 厚生労働省大臣官房総括審議官
 厚生労働省労働基準局長
 農林水産省大臣官房総括審議官
 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
 資源エネルギー庁電力・ガス事業部長
 国土交通省大臣官房長
 国土交通省大臣官房技術審議官
 国土交通省大臣官房官庁営繕部長
 国土交通省土地・建設産業局長
 国土交通省鉄道局長
 防衛省施設監
 事務局：内閣官房(国土交通省・厚生労働省協力)

開催経緯等

<平成29年>

- 6月29日 第1回関係省庁連絡会議
 - 今後の取組の方向性（適正な工期設定、平準化、生産性向上等）確認
- 7月28日 「建設業の働き方改革に関する協議会」
 （主要な民間発注団体、建設業団体及び労働組合）を設置
 - 建設業団体には、下請も含めた請負契約における適正な工期設定や適切な労務管理の徹底を要請
 - 主要な民間発注者には、適正な工期設定等を要請
- 8月28日 第2回関係省庁連絡会議
 - 「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定

<平成30年>

- 2月20日 第3回関係省庁連絡会議
 - 関係省庁における取組状況等について説明
- 7月2日 第4回関係省庁連絡会議
 - 「適正な工期設定等のためのガイドライン」を改訂
 （※）「働き方改革関連法」が成立（6月29日）

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂

(平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
 - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
 - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

(4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。3

石井国土交通大臣と建設業団体の意見交換会(H30.9.18)

意見交換会の概要

日 時：平成30年9月18日 16:00～16:30

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

開催趣旨：3月に行われた「建設業働き方改革加速化プログラム」に係る大臣要請のフォローアップ

国土交通省の取組のポイント

○これまでの取組について

- ・7月に「適正な工期設定等のためのガイドライン」を改訂・周知。
- ・中建審・社整審基本問題小委員会において「中間とりまとめ」を策定。建設業法等の制度改革に向けた準備を進める。

○現場のモニタリング調査について

- ・労務費等の見直し効果が、現場の技能者まで適切に行き渡っているか現場のモニタリングを実施する。（10月から）

○週休2日工事の普及について

- ・全ての都道府県に対し、原則として本年度中に週休2日工事を導入するよう、協力を要請する。

○労務費の行き渡りについて

- ・元請-下請が協力して、現場の処遇改善に努めていく取組が業界全体に波及していくよう、今後、関係者で構成する協議会の場を活用しながら、取組を進める。

○建設業界の生産性向上について

- ・i-Constructionを深化させる。

建設業4団体の取組のポイント

○日本建設業連合会

- ・4月から現場の「統一土曜閉所運動」を開始。
- ・適切な労務費内訳が明示された下請業者の見積りを尊重する「労務費見積り尊重宣言」を決定。
- ・公共工事発注者と生産性の向上に関する意見交換を開催。等

○全国建設業協会

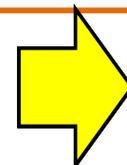
- ・「休日月1+(ツキイチプラス)」運動の実施。
- ・会員各企業が直接契約する下請企業は、社会保険加入企業に限定。
- ・労務単価改定分を下請契約に反映する「単価引上げ分アップ宣言」の実施。等

○全国中小建設業協会

- ・週休2日制の導入は基本的に完全週休2日制とする。
- ・女性が働きやすい職場環境を整備（快適トイレの採用等）。
- ・小規模工事に活用できるICTを導入し試行実施。等

○建設産業専門団体連合会

- ・技能労働者の直用化、月給制などの取り組みを進める。
- ・技能や経験に見合った給与の引き上げを行い、技能労働者の処遇改善に努める。
- ・安値受注を繰り返し、指値をしてくる企業とは契約を行わない。等



建設業界が働き方改革の最先端と呼ばれるよう、国交省・建設業界が二人三脚で働き方改革に取り組んでいくことを確認。

免震・制振オイルダンパーの国土交通大臣認定等への不適合

- KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)より、同社が製造した大臣認定※1等の内容に適合しない免震・制振オイルダンパー※2が1,102件の共同住宅、事務所、病院、庁舎等に設置されているとの報告があった。
- 国土交通省は、同社に対し、所有者等関係者への丁寧な説明、構造安全性の確認、交換の迅速な実施、徹底した原因究明及び再発防止策の報告、出荷製品の品質確保、相談窓口の設置を指示。

※1 多様な建築材料や構造方法等の導入を可能とするため、建築材料や構造方法等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度。

※2 免震オイルダンパーは、地震時の積層ゴム等の支承の揺れを抑えるために設置。制振オイルダンパーは、地震時の躯体の揺れを抑えるために設置。

平成30年

10月16日 事象の発覚、指示書の交付

17日 同業他社の免震ダンパー等の品質管理体制に関する実態調査を実施

23日 (株)川金コアテックが出荷するオイルダンパーの一部に顧客との契約内容に適合しないものがあるとの報告

31日 同業他社の免震ダンパー等の品質管理体制に関する社内調査結果公表

11月 9日 免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会(第1回)の開催
・不正事案の内容について議論

12月19日 追加事象の公表、指示書の交付

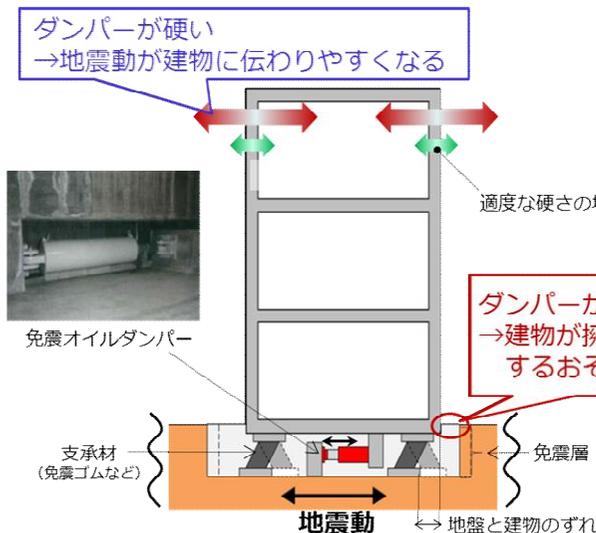
12月27日 免震材料及び制振部材に関する外部有識者委員会(第2回)の開催
・追加事象の内容及び認定事業者の状況について議論

免震オイルダンパー

大臣認定又は顧客との契約の内容に適合しないものを出荷

- ・地下等に設けられる免震層に免震ゴムなどの支承材とともに設置される。
- ・免震層では、免震ゴムなどの支承材が変形し地震の揺れを上部の建物に伝えにくくしているが、この支承材の変形とともに伸縮することで地震のエネルギーを吸収し、建物の揺れを抑える効果がある。
- ・ダンパーの動きは適度な硬さであることが求められ、硬すぎると地震動が遮断されず建物に伝わりやすくなり、柔らかすぎると免震層での建物の揺れ幅が大きくなり建物が擁壁に接触するおそれがある※。

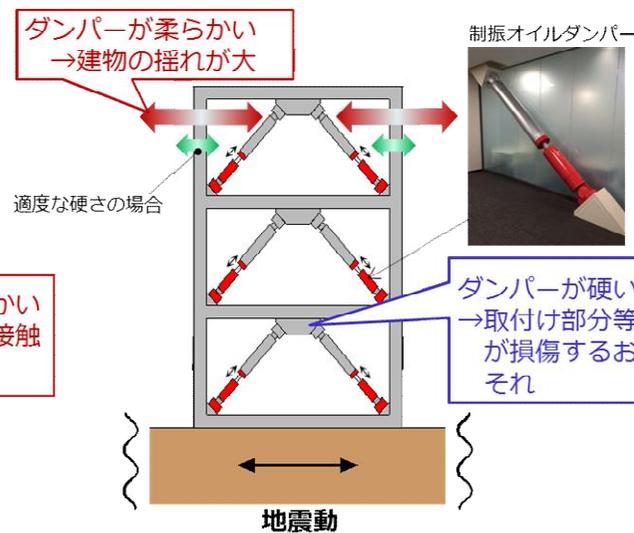
※規定載荷を行うことにより得られたダンパーの特定の速度に対応する抵抗力が、当該速度に対応する基準値からプラス側に外れる(例: +10%)ほど、そのダンパーの動きは「硬い」、マイナス側に外れる(例: -10%)ほど「柔らかい」。



制振オイルダンパー

顧客との契約の内容に適合しないものを出荷

- ・建物の上部構造の柱と梁で構成される部分に設けられる。
- ・地震時に上部構造が変形する際に伸縮することで地震のエネルギーを吸収し、建物の揺れを抑える効果がある。
- ・ダンパーの動きは適度な硬さであることが求められ、硬すぎるとダンパー部分により多くの応力が集中しダンパーの取付け部等が損傷するおそれがあり、柔らかすぎると地震のエネルギーが吸収されず建物の揺れが大きくなる※。



- 2018年に相次いで発生した災害で明らかとなった課題に対応するため、9月21日に安倍総理より関係大臣に対し、重要なインフラが、あらゆる災害に際して、その機能を維持できるよう、緊急に点検を行い対策をとりまとめるよう指示。
- 国土交通省としては、所管する道路、鉄道、港湾、空港などの交通インフラ、河川、砂防などの防災関係インフラ等を対象に、災害時の重要インフラの機能確保について、ソフト・ハードの両面から緊急点検を実施（12府省庁※132項目のうち、国土交通省分は64項目）。
- 11月27日に、内閣官房国土強靱化推進室にて政府全体の対応方策がとりまとめられたところ。

※内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

緊急点検の背景・目的

- 平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震等により、これまで経験したことのない事象が起り、重要インフラの機能に支障を来すなど、国民経済や国民生活に多大な影響が発生した。
- 直近の自然災害で、インフラの機能確保に関して問題点が明らかになった事象に対して、電力や空港など国民経済・生活を支え、国民の生命を守る重要インフラが、あらゆる災害に際して、その機能を発揮できるよう、全国で緊急点検を実施した。

緊急点検の対象とする重要インフラ

- 直近の自然災害で、問題点が明らかになり、国民経済・国民生活を守る、又は、人命を守るため、点検の緊急性が認められるものとして、以下の①～③を対象。
 - ①ブラックアウトのリスク・被害を極小化する必要がある電力供給に係る重要インフラ
 - ②電力喪失等を原因とする致命的な機能障害を回避する必要がある重要インフラ
 - ③自然災害時に人命を守るために機能を確保する必要がある重要インフラ

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(原案) (概要)

1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目 (重要インフラの緊急点検の結果 112項目(132項目中、緊急対策該当なし▲12項目、項目統合▲8項目) 既往点検の結果等 48項目)

○財政投融资の活用を含め、概ね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

概ね3.6兆円程度

- (1)大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2)救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保
- (3)避難行動に必要な情報等の確保

概ね3.0兆円程度
概ね0.4兆円程度
概ね0.2兆円程度

II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

概ね3.4兆円程度

- (1)電力等エネルギー供給の確保
- (2)食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3)陸海空の交通ネットワークの確保
- (4)生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

概ね0.3兆円程度
概ね1.0兆円程度
概ね2.0兆円程度
概ね0.02兆円程度

(※1) うち、財政投融资を活用した事業規模として概ね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担を概ね0.3兆円程度と想定している。
平成30年度一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

(※2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

3. 本対策の期間と達成目標

○期間:2018年度(平成30年度)~2020年度の3年間

○達成目標:防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)または大幅に進捗させる。

公共事業関係予算の推移について

平成31年度予算編成の基本方針(平成30年12月7日閣議決定)

2. 予算編成についての考え方

- ③ 東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災 対応の強化を現場との連携を密に着実に進める。本年夏に相次いだ大きな自然災害については、平成30年度(2018年度)第1次補正予算により災害復旧を加速する。また、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を、3年間で集中的に実施する。

このうち、初年度の対策として速やかに着手すべきものについては平成30年度(2018年度)第2次補正予算により対応することとし、さらに、2019・2020年度当初予算の臨時・特別の措置を活用する。



<平成30年度第2次補正予算>

防災・減災、国土強靱化(「3か年緊急対策」のうち速やかに着手するもの) **10,723億円**

- 河川、砂防、道路等の防災・減災[6,183億円]
 - 学校施設の耐震化[611億円]
 - 災害時の警察用資機材・通信基盤等整備[545億円]
 - 災害時の消防用車両・資機材等の整備[44億円]
 - 製油所・油槽所の強靱化等[84億円]
 - 自衛隊施設の耐震化対策等[131億円]
 - 避難所等への再エネ・蓄エネ設備等導入支援[210億円]
- 等

<平成31年度当初予算>

(単位:億円)

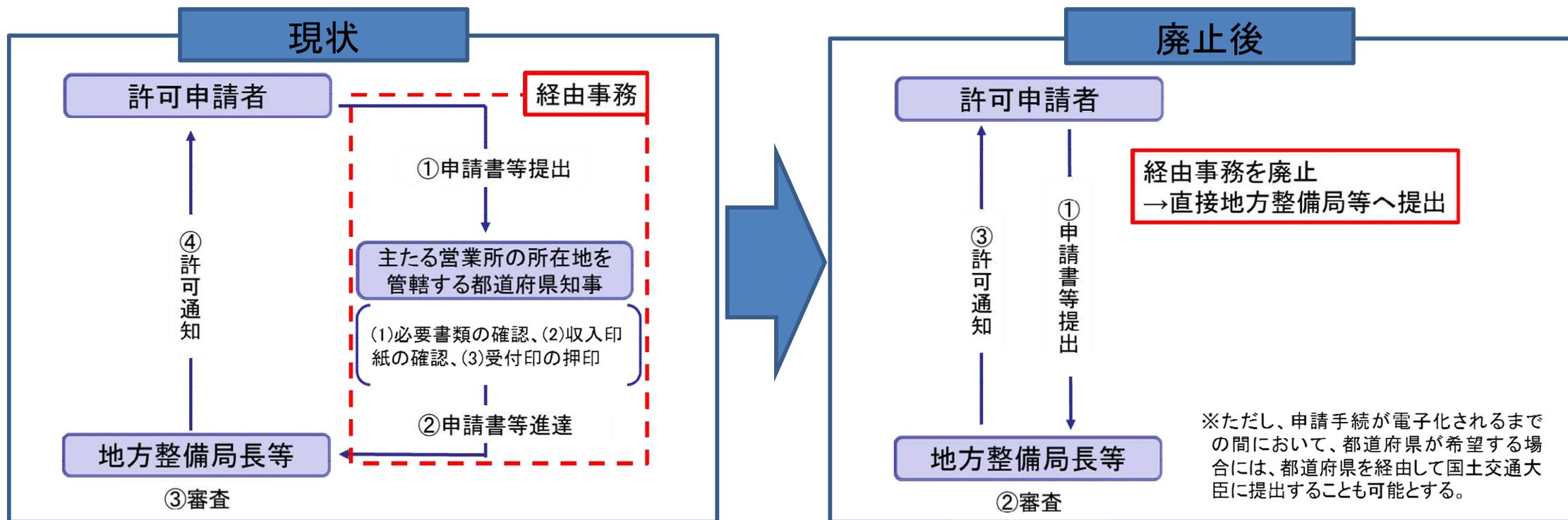
	平成30年度	平成31年度	増減
公共事業関係費 (うち国土交通省)	59,789 (51,828)	69,099 (59,663)	+9,310 (+7,835)
うち臨時・特別の措置 (うち国土交通省)	— (—)	8,503 (7,153)	+8,503 (+7,153)

※政府全体の31年度予算のうち、平成31年10月の消費税率引き上げによる影響額は、780億円。

※国土交通省予算のうち、委託者の負担に基づいて行う付帯・受託工事費831億円(前年度821億円)がある。

建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止

- 国土交通大臣許可に係る許可申請書等については、都道府県を経由し地方整備局等へ提出されている(経由事務)ところ、これを廃止する。
- ただし、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。



平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)

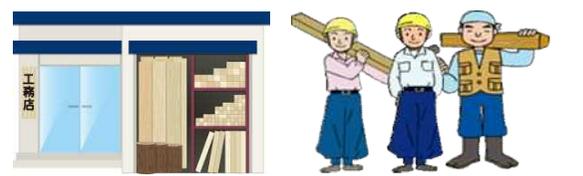
二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務(44条の4)については、廃止する。

その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場に限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年度より「本運用」を開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>

①技能者情報等の登録



- 【事業者情報】**
- ・商号
 - ・所在地
 - ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】**
- ・現場名
 - ・工事の内容 等
- 【技能者情報】**
- ・本人情報
 - ・保有資格
 - ・社会保険加入状況等

②カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

③技能者の能力評価

- 技能者の能力評価の対象
- 経験（就業日数）
 - 知識・技能（保有資格）
 - マネジメント能力（登録基幹技能者講習・職長経験）
- 建設キャリアアップシステムにより客観的に把握可能



技能者の処遇改善が図られる環境を整備

※システム運営主体（一財）建設業振興基金

建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から4倍以上に増加（1.2万人→5.5万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く(2017年：3.7万人)、近年増加傾向にある。
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ。

建設分野に携わる外国人材

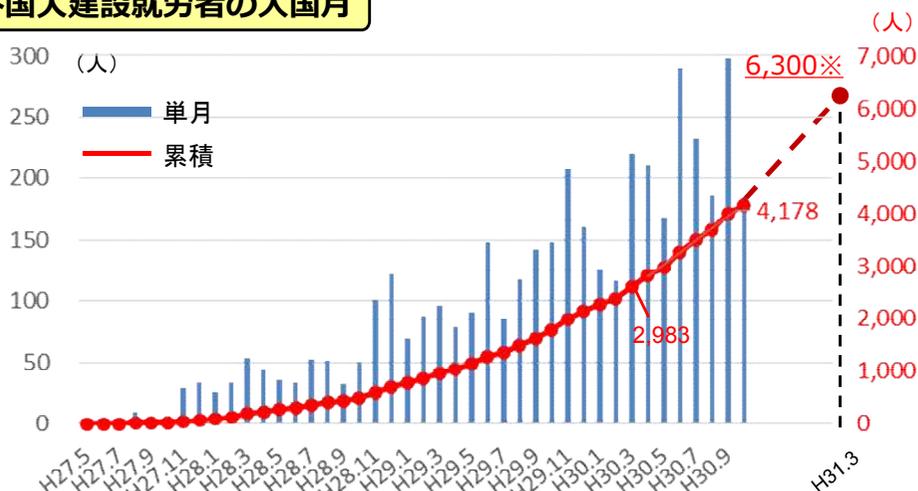
(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2011→2017 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	86.3%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	330.3%
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	438.8%
外国人建設就労者	0	0	0	0	401	1,480	2,983	-

※外国人建設就労者は年度末時点、その他は10月末時点の人数。
出典：外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）

外国人建設就労者の受入状況（2018年10月末時点）

外国人建設就労者の入国月



※平成30年度末時点で6,300名程度が就労している予定

国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	モンゴル	タイ	ネパール	カンボジア	スリランカ	ラオス
人数	1,812	1,056	609	525	57	45	33	14	13	10	4

職種別の状況

単位：人

	鉄筋施工	とび	型枠施工	溶接	建築大工	建設機械施工	左官	鉄工	塗装	内装仕上げ施工	防水施工	配管
人数	817	753	499	408	392	262	233	138	129	126	87	75

	コンクリート圧送施工	建築板金	タイル張り	熱絶縁施工	かわらぶき	表装	石材施工	サッシ施工	建具製作	冷凍空調機器施工	さく井	ウェルポイント施工
人数	65	54	37	27	18	13	13	13	8	5	4	2

新たな外国人材の受入れ制度について

1. これまでの経緯

- 平成30年2月20日の経済財政諮問会議において、総理大臣から、深刻な人手不足に対応するため、専門的・技術的分野における外国人受入れの制度の在り方について、制度改正の検討を早急に進めるよう、官房長官と法務大臣に対して指示があった。
- 平成30年2月23日、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース第1回開催以後、タスクフォース幹事会を8回開催し、5月29日、タスクフォース第2回において方向性案取りまとめ
- 平成30年6月15日、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針）において新たな外国人材の受入れ制度について決定

2. 専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース

- 議長 内閣官房副長官補（内政担当）
- 副議長 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
法務省入国管理局長
- 構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
警察庁刑事局組織犯罪対策部長
法務省大臣官房審議官（入国管理局担当）
外務省領事局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
農林水産省経営局長
経済産業省経済産業政策局長
国土交通省総合政策局長
- オブザーバー 内閣官房日本経済再生総合事務局次長
内閣官房健康・医療戦略室次長
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
地方創生総括官補
内閣府規制改革推進室次長
内閣府地方創生推進事務局次長

※タスクフォースのもとに課長級の幹事会を設置

3. 「骨太の方針」における新たな外国人材の受入れ制度に関する記載事項

一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

- **受入れ業種の考え方**
 - 生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国人材の受入れが必要と認められる業種において受入れ
- **政府基本方針及び業種別受入れ方針**
 - 受入れに関する業種横断的な方針を政府基本方針として閣議決定し、当該方針を踏まえ、業種別の受入れ方針を決定
- **外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準**
 - 技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な水準を業所管省庁が定める試験等によって確認
 - 日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、業種ごとに必要な水準を定める
 - 技能実習3年を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとし、試験等を免除
- **家族の帯同及び在留期間の上限**
 - 在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同は基本的に認めない
 - ただし、より高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認める

等

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

建設技能者の人手不足と受入れ数の見通し

- 現在の就労者の年齢構成等を踏まえると、**2018年度は約329万人、5年目は約326万人**と見込まれる。他方、建設業における働き方改革の進展を踏まえて必要となる労働力は、**2018年度は約331万人、5年目は約347万人**と見込まれる。その結果、2023年時点では**21万人程度人材が不足**する見通し。
- 2025年までに建設現場の生産性を2割向上させるという目標(未来投資会議(2016.9))等を踏まえ、年1%程度の労働効率化を目指し、**5年間で16万人程度**の生産性向上を図りつつ、働き方改革や処遇改善により**1万人~2万人程度**(就労人口の純増)の国内人材確保を目指す。
- こうした取組を行ってもなお不足する**3万人~4万人程度の人材については、特定技能外国人を受け入れる。**

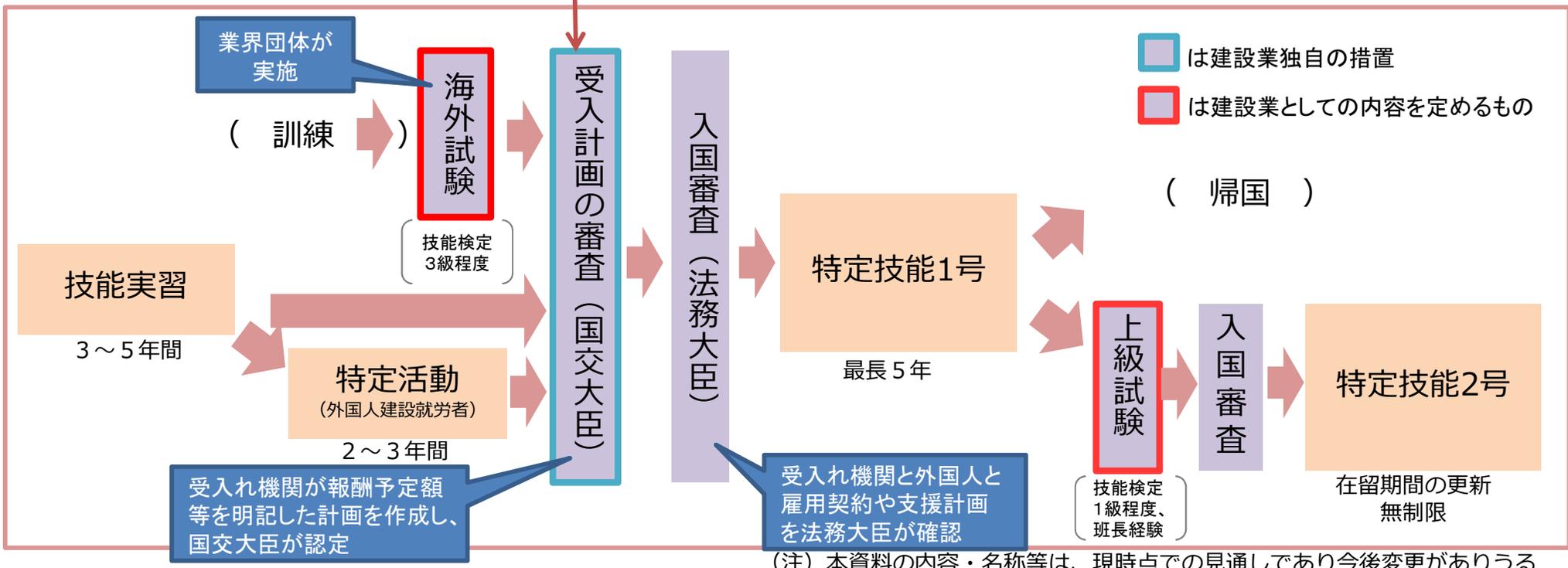
(人)

人手不足の見込み数		生産性向上	国内人材の確保	新たな資格による外国人材の需要見込み数		
現時点	5年後			30,000~ 40,000	うち	技能実習等 試験
20,000	210,000	160,000	10,000~ 20,000			

建設業に係る独自の受入計画・審査の実施及び審査基準の策定

○建設業の特性を踏まえ国土交通大臣が定める基準（告示）に適合することを在留資格取得の要件とすることを予定
 （入管法に基づく省令にその旨を規定）

- 1) 建設業の受入れ機関は、外国人労働者の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査に適合することが在留資格取得の要件
- 2) このため、入管法省令に基づき、建設業の特性に鑑みて国土交通大臣が定める「受入れ機関の適格性の基準」を設定
- 3) 建設業における適格性の審査の基準
 - ・報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ・賃金等の契約上の重要事項の書面（母国語）での説明
 - ・受入れ機関及び特定技能外国人のキャリアアップシステムへの登録
 - ・元請け企業による指導の受入れ
 - ・元請団体、受入対象分野に係る専門工事業団体により構成する団体への加入及び当該団体が策定する行動規範の遵守
 - ・国が委託する第三者機関による受入計画の適正な履行に係る調査、巡回指導の受入れ 等



1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野 (特定産業分野)

建設分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項

➤ 生産性向上や国内人材確保のための取組

施工時期の平準化、i-Constructionの推進建設リカレント教育・多能工化、建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の引き上げ、社会保険加入の徹底）、建設キャリアアップシステムの構築 等

➤ 受入れの必要性（人手不足の状況）：平成35年度末時点で約21万人

➤ 受入れ見込み数：平成35年度末時点で約4万人

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

➤ 特定技能1号：技能検定3級相当の技能試験（実技、学科）及び日本語検定N4相当の日本語能力

➤ 特定技能2号：技能検定1級相当の技能試験（実技、学科）及び班長としての実務経験

4 在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

➤ 特定技能外国人が従事する業務：型枠、鉄筋施工、建設機械施工 等

➤ 特定技能所属機関等（建設業界団体、元請企業、受入れ企業）に対して特に課す条件

外国人の報酬予定額等を明記した受入計画の作成、国交大臣による審査・認定 等

➤ 特定技能外国人の雇用形態：直接雇用

(参考)外国人建設就労者受入事業の仕組み

<概要>

期間：2015年度～2022年度末

※2017年11月の告示改正により2020年度以降の在留を可能とした
(新規受入は2020年度末まで)

受入対象者：技能実習（第2号または第3号）修了者

(過去に修了し帰国した者を含む)

在留資格：特定活動

在留期間：2年以内

※本特定活動開始までの間に、本国に1年以上帰国した者は3年以内

<賃金水準>

外国人建設就労者の平均賃金

月額218,394円（最高344,000円）(n=433)

(参考)建設分野における技能実習生の平均賃金

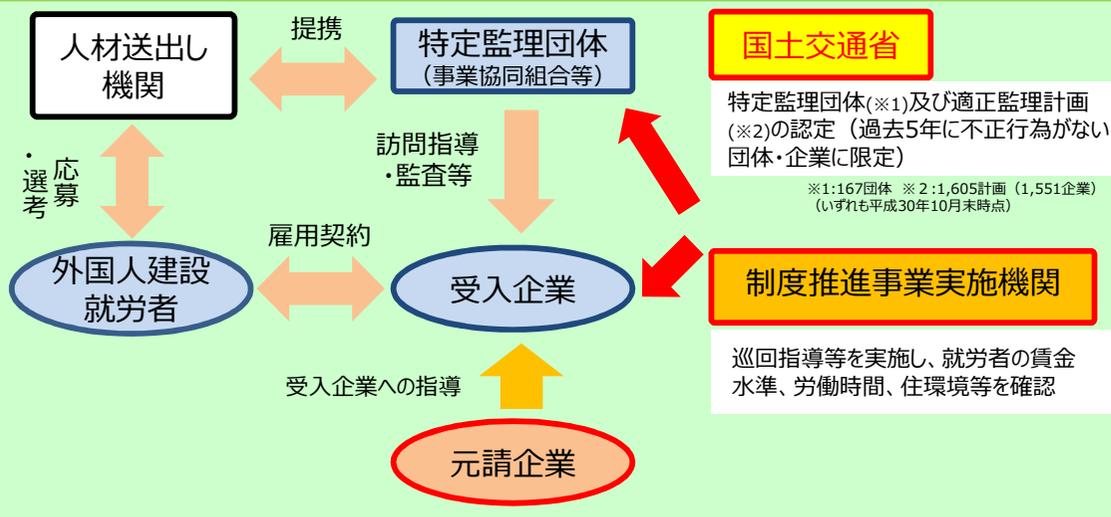
月額167,914円（最高288,000円）(n=410)

※最低賃金：月額126,764円～164,776円

(月あたりの労働時間を172時間（上記n=410の平均値）とした場合）
(平成29年度地域別最低賃金：737円～958円)

【出典】外国人建設就労者受入事業に係る受入状況実態把握調査（平成29年度）

<外国人建設就労者受入事業における監理体制>



- ・受入計画の認定時に就労者の報酬が「同等の技能を有する日本人」と同等額以上であることを確認
- ・就労者への賃金支払や受入実態をきめ細かに把握するため、第三者機関を設立し、特定監理団体及び受入建設企業への巡回指導や就労者への面談を実施できる体制を構築
- ・認定した計画に基づいた受け入れが行われるよう、ガイドラインを策定し、元請企業の役割として、受入建設企業（下請企業）への指導等を位置づけ

<巡回指導における改善指導件数>

○建設企業518社に対する巡回指導において、賃金支払いの状況に関しては、約4割に当たる204社に対し、改善指導が行われている。

※賃金支払いの状況に関する指導は、適正監理計画を下回る雇用条件での賃金支払、過大な控除（住居費等）、手当の未払、割増賃金の算定ミス等による一部不払等

※平成29年度実績